

国立大学法人筑波技術大学学部入学資格審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第12条に規定する聴覚又は視覚の障害に関する入学資格審査並びに同条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第10号及び第11号に規定する入学資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 学則第12条第1項に規定する聴覚障害に関する入学資格審査は、聴覚に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものであることを基準とする。

2 学則第12条第2項に規定する視覚障害に関する入学資格審査は、視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の写真、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもので若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものであることを基準とする

3 学則第12条第1項第10号又は同条第2項第10号に規定する入学資格審査は、次に掲げるいずれかに該当するものについて、各学部が別に定める基準により行うものとする。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められるもの
- (2) 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に2年以上在学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められるもの
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められるもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められるもの
- (5) 学校教育法施行規則第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められるもの
- (6) 文部科学大臣が指定した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められるもの
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもので、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認め

られるもの

4 学則第12条第1項第11号又は同条第2項第11号に規定する入学資格審査は、次に掲げるいずれかに該当するものについて、各学部が別に定める基準により行うものとする。

(1)「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第137号)に定められる指定の基準と同等の要件を満たす各種学校を卒業していること。

(2) 専修学校(高等課程を除く。)又は各種学校(前号に掲げるものを除く。)の修了、社会における実務経験、公開講座、科目等履修生等の学習歴、取得資格を有すること等により、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められること。

(審査機関)

第3条 入学資格審査は、各学部が組織する入学試験実施委員会(以下「委員会」という。)がこれを行うものとする。

(審査方法)

第4条 学則第12条に規定する聴覚又は視覚の障害に関する入学資格審査は、次のいずれかに掲げる書類により行う。

(1) 本学所定の聴覚障害に関する診断書

(2) 本学所定の視覚障害に関する診断書

2 学則第12条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第10号及び第11号に規定する入学資格審査は、次に掲げる書類により行う。

(1) 入学資格審査申請書

(2) 学習歴等を証明する書類

(3) その他委員会が必要と認めるもの

(審査時期)

第5条 学則第12条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第10号及び第11号に規定する入学資格審査は、本学への入学を志願する者の申請により、大学入学共通テストに出願する者については、出願期間の前に行うものとし、大学入学共通テストに出願しない者又は大学入学共通テスト出願後に申請が必要となった者については、本学の各入学試験の出願前に行うものとする。なお、学則第12条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第10号及び第11号に規定する入学資格審査を申請したものは、学則第12条に規定する聴覚又は視覚の障害に関する入学資格審査を併せて行うものとする。

2 学則第12条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第10号及び第11号に規定する入学資格審査を申請したものの以外の学則第12条に規定する聴覚又は視覚の障害に関する入学資格審査については、本学の各入学試験の出願時に行うものとする。

(認定等)

第6条 学長は、第2条第3項又は同条第4項の各号のいずれかに該当すると委員会の報告に基づき、入学資格を認めるときは、第2条第1項又は同条第2項にも該当すると認めたものについて、入学資格認定書を交付する。

2 入学資格の認定後、入学資格審査の対象となった事項について、事実と異なることが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。